

第4回ドローンサミットシンポジウム開催事業業務委託 仕様書

1 目的

ドローンや空飛ぶクルマの社会実装には、制度整備に加え、持続可能なビジネスモデルの形成や社会受容性の向上が必要となる。各地で実証実験を主導する自治体の取組を全国に発信することで、自治体間の連携を強化し、実証実験のより一層の加速、更にはその先の社会実装につなげることを目的として、「第4回ドローンサミットシンポジウム」を開催する。

2 委託期間

契約締結日から2026年3月10日（火）まで

3 業務実施内容

（1）第4回ドローンサミットシンポジウムの開催に関すること

ポートメッセなごや第一展示館において、ドローンサミットシンポジウムを開催するため、以下の業務を実施すること。

※ なお、愛知県が別に業務委託を実施する「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」を同一会場にて併催するため、会場レイアウト等を調整すること。

※ また、同一会場のA・Bホールでは、「エアロマート名古屋2025」が同時開催されるため主催者と必要な調整を行うこと。

【第4回ドローンサミットシンポジウムの概要】

○主催

愛知県、経済産業省、国土交通省

○会期

2025年9月24日（水）から9月25日（木）まで

（設営日：2025年9月22日（月）正午から9月23日（火）まで）

（撤去日：閉会から2025年9月25日（木）午後11時59分まで）

○会場

ポートメッセなごや第一展示館C・Dホール（名古屋市国際展示場）

名古屋市港区金城ふ頭3-2-1

ア 運営計画・マニュアルの作成

来場者やメディアに向けた効果的なシンポジウム等を計画的に行うため、運営計画及びマニュアルを作成すること。

- ・ 作成部数：20部（別途データでも提出）
- ・ 仕様等：ファイル（A4）閉じ、2穴開け加工、カラー両面、目次、ページ入り
- ・ 納期：7月中旬（別途調整）

※ 計画の内容については、県および関係者と調整すること。

※ 会場レイアウトについては、別紙を参照すること。レイアウトについてはあくまで例であるため、来場者の動線や出展者数などに応じて、効果的なイベントとなるよう工夫をすること。

イ シンポジウムの運営管理

（ア）レイアウト作成業務

- ・ 会場の面積、形状等（別紙参照）については、効果的なものとなるよう県や愛知県が別に業務委託を実施する「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」の受託事業者と調整すること。
- ・ シンポジウム会場の場所については、「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」受託事業者と調整のもと、使用すること。
- ・ 会場の設えや仕様については、スクリーン及びステージ、音響設備を設営することとし、来賓を呼ぶにふさわしい最小の範囲の装飾とすること。

(イ) 企画・運営業務

- ・国や自治体におけるドローンや空飛ぶクルマの活用促進・普及啓発につながる取組等をテーマとしたシンポジウムの企画・運営（当日の司会進行を含む）をすること。

【想定プログラム】

①開会式（主催者・来賓あいさつ）

②基調講演

③国や自治体の次世代空モビリティに対する取組

- ・「第4回ドローンサミットシンポジウム」については、開催初日（10時から17時を想定）に実施・運営すること。

(ウ) 来賓、講演者との調整業務

- ・来賓や講演者の日程調整、当日のアテンド、旅費・謝金の支払い（源泉徴収含む）、控え室の手配等、各種調整を行うこと。

ウ 自治体パネルブースの運営管理

(ア) レイアウト作成業務

- ・自治体パネルブースの面積、形状、設え等については、効果的なものとなるよう県や「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」受託事業者と調整すること。
- ・自治体パネルブースの場所については、「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」の受託事業者と調整すること。

ブース概要：10m×20m程度

基本設備：パネル・ポスター展示用イーゼルまたはシステムパネル 1台

パンフレット等の配置用テーブル 1台

(イ) 出展マニュアルの作成業務

- ・自治体ブースへの搬入出方法やスケジュール等を記載した自治体ブース出展マニュアルを作成すること。
- ・自治体ブース出展マニュアルを出展者へ送付するとともに、滞りなく搬入出が行えるようにサポートすること。

(ウ) 運営支援業務

- ・自治体パネルブースの環境維持を図るため、適宜清掃を行うこと。
- ・その他自治体パネルブースの運営・管理に必要な業務を実施すること。
- ・出展者は主に自治体（15者程度）を想定し、募集・選定については、県と調整の上、実施すること。

エ 広報に関すること

- ・各種広告媒体やSNS等を活用し、イベントの効果的なプロモーションを行い、集客に努めること。

オ 諸経費の支払い

(ア) 設営・撤去に要する費用の支払い

- ・シンポジウム会場や自治体パネルブースの設営及び撤去については、「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」受託事業者が実施するため、必要経費を支払うこと。

(イ) 会場費の支払い

- ・使用面積に基づき、会場費を「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」受託事業者へ支払うこと。

(ウ) その他の経費

- ・光熱費及び通信費等の諸経費については、利用実績に基づき、「愛知県次世代空モビリティEXPO2025」受託事業者へ支払うこと。

(2) 第4回ドローンサミットシンポジウム全般に関する事項

- ・企画内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・必要な機材一式は、受託事業者で準備すること。
- ・運営等に必要なスタッフは、受託事業者で確保し、効果的なイベントの実施体制を構築すること。

- ・安全管理に万全を期すこと。なお、万が一、事故等が発生した場合は、受託事業者の責任において処理するとともに、直ちに県へ報告すること。
- ・シンポジウムおよび自治体パネルブース来場者数を集計すること。

4 留意事項

- ・業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。また、業務の実施に当たっては傷害、損害等に備えて各種保険に加入すること（受託事業者、主催者又は展示物の提供者が既に加入している保険で対応できる場合は新規加入を求めない）。
- ・県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- ・事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- ・委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- ・当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- ・本事業を実施することにより発生した仕様書第5項に示す成果物以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託者に帰属するものとする。
- ・本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- ・本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じ、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。

5 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 実績報告書	2 部
※図面等を除き、A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷	
イ 実績報告書の電子データ	1 式
ウ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料	1 式

(2) 提出先

〒460-8501
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 愛知県 経済産業局 産業部産業振興課
 次世代産業室モビリティイノベーション推進グループ